

令和3年4月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和3年4月23日(金)

午前9時30分より

場 所 町民センター 2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

(1) 議案第1号 学校運営協議会委員の委嘱について

(2) 議案第2号 教育支援委員会委員の委嘱について

5 報告・協議事項

(1) 教職員の綱紀肅正 資料 No. 1

(2) 二宮町英語検定奨励金交付要綱の一部を改正する要綱 資料 No. 2

(3) 一色小学校単級への対応について

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和3年4月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R3.3.26~R3.4.22)

月	日	曜日	内 容
3	26	金	定例教育委員会議
3	31	水	町退職者等辞令交付式
			教職員等転退職者辞令交付式
4	1	木	町職員辞令交付式
			教職員等辞令交付式
			会計年度任用職員辞令交付式（生涯学習課関係）
4	2	金	小中学校校長会
			会計年度任用職員辞令交付式（教育総務課関係）
4	6	火	政策会議
			第1回二宮町総合計画策定委員会会議
			第1回二宮町総合戦略推進本部会議
			第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4	7	水	小中学校教頭会・事務職員会議
4	8	木	生涯学習ボランティア学級講座部会 第14回定時総会
			英語教育担当者会
4	12	月	小中一貫教育研究担当者会
4	15	木	令和3年度重点施策事業等に係る町長ヒアリング
4	16	金	環境浄化推進委員委嘱式、環境浄化パトロール
4	20	火	政策会議
			第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月政策会議結果報告

令和3年4月6日（火）開催分

【町長あいさつ】

政策会議を、事業をどう進めるかだけでなく、目的や課題について部を超えて協議し戦略を練っていく場とするため、積極的な意見交換をすること。今後重点施策事業等のヒアリングも始まるが、私からの来年度事業の方針を待つだけでなく、刻々と変化する社会課題に目を向け、部長の方からも、令和4年度予算に向けて課題や方向性を提案していくこと。

【主な付議案件】

- 1 庁議の運営について (政策総務部)
庁議については、二宮町庁議規程に基づき運営されているが、年度当初の政策会議のため、庁議の政策決定並びに周知の流れについて改めて確認を行った。
- 2 令和3年度二宮町教育委員会基本方針について (教育部)
令和3年度二宮町教育委員会基本方針について、3月26日の教育委員会定例会で決定したので報告を行った。

【情報交換】

- ことわらない相談窓口について (健康福祉部長)
- 認知症サポーター養成講座実施計画について (健康福祉部長)

4月政策会議結果報告

令和3年4月20日（火）開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種の案内を、近々65歳以上の高齢者へ発送するが、問い合わせが多くなることが予想されるので、全庁的に対応できるよう協力をお願いしたい。

【主な付議案件】

- 1 一般質問・総括質疑及び予算審査特別委員会における要望等の対応について（政策総務部）
令和3年第1回議会定例会の一般質問・総括質疑及び予算審査特別委員会における議員及び委員からの要望事項について町の対応を確認した。
- 2 令和3年度二宮町町民活動推進補助金交付団体について（政策総務部）
町民活動推進補助金「町民活動ステップアップ支援」について、8団体へ補助金を交付することになったので報告があった。関係する課においては、町民活動団体との連携の参考にしてほしいとのこと。

【情報交換】

- クールビズ（5月1日～）について（都市部長）

教育総務課事業報告

事業報告

(令和3年3月26日～令和3年4月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
3月31日	水	教職員等転退職者辞令交付式	役場	16
4月1日	木	教職員等辞令交付式	役場	28
4月2日	金	小中学校校長会	町民センター	11
4月2日	金	支援教育補助員研修会	町民センター	24
4月6日	火	小中学校入学式	各小中学校	小 177 中 199
4月7日	水	小中学校教頭会、事務職員会議	町民センター	18
4月8日	木	外国語活動・英語教育担当者会	教育研究所	7
4月12日	月	小中一貫教育研究担当者会	役場	7
4月12日	月	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小・山西小	—
4月13日	火	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	二宮中・二宮西中	—
4月15日	木	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	オンライン	16
4月16日	金	学校事務連携会議	町民センター	8
4月19日	月	学校保健担当者会	教育研究所	6
4月21日	水	教務担当者会	オンライン	6

事業予定

(令和3年4月23日～令和3年5月19日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月26日	月	小中一貫カリキュラムワーキンググループ代表者会	オンライン	31
5月6日	木	特別支援教育担当者会	町民センター	20
5月11日	火	初任者研修会	町民センター	8
5月12日	水	小中学校校長会	町民センター	11
5月12日	水	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	13
5月13日	木	情報教育担当者会	オンライン	6
5月14日	金	人権教育担当者会	オンライン	6
5月19日	水	幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会	町民センター	8
5月19日	水	幼稚園・保育園・小学校交流会	町民センター	16

学校給食センター

事業報告

(令和3年3月26日～令和3年4月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月8日	木	1学期給食開始	小中学校	—

事業予定

(令和3年4月23日～令和3年5月19日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月21日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

令和3年4月21日

町立中学校3年生 保護者の皆様

二宮町教育委員会教育長
(公印省略)

令和3年度における修学旅行の延期について

日頃から、町教育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の区域に指定されたことを受け、同教育委員会から、指定期間となる4月20日から5月11日までの22日間の教育活動について、考え方が通知されました。

同通知では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、指定期間中における県立学校の教育活動のうち、修学旅行等の宿泊や、県境を越えての移動を伴う行事は延期または中止とされ、県内市町村に対しても、これを踏まえた適切な対応が求められています。

この通知を受け、町教育委員会では、5月下旬に予定されていた町立中学校の修学旅行について、重点措置の指定期間からは外れているものの、昨今の感染状況や変異株の広がりなどを踏まえ、生徒の感染リスクの軽減とともに、再びの感染拡大を防止する観点から、当面の間、延期することが妥当と判断しました。

実施時期等の詳細については、今後の状況を踏まえ、あらためて学校長からお示いたしますので、保護者の皆様のご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先 教育部教育総務課 ☎75-9261 (直通)

生涯学習課事業報告（令和3年3月26日～令和3年4月22日）

生涯学習・スポーツ班

月日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
3/27	土	ピアノマラソンコンサート中止に伴う代替事業 ※ピアノマラソンコンサート参加予定者による20分の自由演奏	ラディアン ホール	4人	4人
3/28	日			6人	6人
4/4	日			6人	5人
4/10	木			14人	13人
4/17	土			15人	15人
4/15	木	青少年指導員委嘱式 青少年指導員連絡協議会①	書面開催	17人	
4/16	金	環境浄化推進員委嘱式・環境浄化パトロール①	ラディアン ミーティングルーム2 町内	9人	9人

生涯学習課事業予定（令和3年4月23日～令和3年5月19日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/25	日	子ども会リーダー研修会【中止】	町立体育館	9:00
4/28 ～ 5/2	水 ～ 日	菜の花絵手紙展	ふたみ記念館	—
5/14	金	環境浄化パトロール②	町内	15:00
5/19	水	社会教育委員会会議①	ラディアン ミーティングルーム1	13:30

【新型コロナウイルス感染症の社会教育施設の対応】

- ・会食、合唱・カラオケ等の禁止は継続
 - ・人数制限をしている施設（ラディアン・体育館・武道館）の使用料50%減免の継続
- ※温水プールは空調設備故障により当面の間臨時休館中

生涯学習課事業報告(令和3年3月26日～令和3年4月22日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加・利用
3/30	火	リサイクルコーナー(～4/11(日))3,600冊提供	展示ギャラリー	残900冊
3/30	火	資料展示「新型コロナウイルス関連資料」 (～5/9(日))	2階特設展示架	43冊
4/6	火	アクリルパーテーション設置	学習コーナー他	-
4/14	水	ブックスタート事業(子育て健康課と共催)	保健センター	16組(冊)
4/17	土	おはなし会(最大6組)	おはなしのへや	3組7人



リサイクルの様子



おはなし会の様子

生涯学習課事業予定(令和3年4月23日～令和3年5月19日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
4/23	金	わらべうたであそぼう(各4組)	ラディアン和室	10:00～ 11:00～
5/13	木	資料展示「オリンピック関連資料」 (～5/30(日))	2階特設展示架	-
5/15	土	おはなし会(最大6組)	おはなしのへや	10:00～
5/21	金	わらべうたであそぼう(各4組)	ラディアン和室	10:00～ 11:00～

議案第1号

学校運営協議会委員の委嘱について

令和3年4月23日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校運営協議会委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	遠藤 次男	令和3年4月1日	令和4年3月31日	新任

議案第2号

教育支援委員会委員の委嘱について

令和3年4月23日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

教育支援委員会委員について、令和5年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

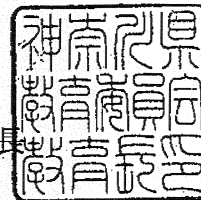
各種委員名 教育支援委員会委員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	竹末 良三	令和3年4月1日	2年	中郡医師会医師
2	加藤 博人			
3	中西 美保			二宮町立学校の教職員
4	古正 栄司			
5	藤田 和人			
6	松本 雅志			
7	和田 智司			
8	中島 聖哉			
9	矢野 貴宏			
10	丸山 友紀子			
11	山田 由紀恵			
12	海老澤 晴美			
13	島津 由美			
14	畑谷 克枝			
15	山中 覚			
16	加藤 直子			
17	和田 隆彦			二宮町民生委員・児童委員
18	守屋 保子			
19	小林 佐織			その他教育委員会が必要と認める者

行政第1733号
令和3年3月24日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議について（依頼）

県立高等学校入学者選抜における採点誤りの発生と、教職員の不祥事が続発していることを受け、本日、県教育委員会3月臨時会において、別添のとおり、教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議がされました。

各市町村教育委員会教育長においては、日ごろから所管の教職員に対する不祥事防止の取組を行っていただいているところですが、今回の県教育委員会決議を重く受け止めていただき、改めて綱紀肅正を図られるよう依頼します。

問合せ先
行政課調査グループ 河合、高橋
電話 (045) 210-8089

教職員の綱紀粛正に関する教育委員会決議

神奈川県立高等学校の平成31年度、令和2年度及び3年度入学者選抜において、あわせて9校11件の採点誤りが発生した。

このような事態は、希望する高等学校への進学を目指し、日々努力している中学生や保護者の入学者選抜制度に対する信頼を大きく失わせるものである。

平成27年度及び28年度入学者選抜における採点誤りの深い反省に立ち、各種の再発防止策に取り組んできたにもかかわらず、再び誤りを起こしたことは、極めて遺憾なことと言わざるを得ない。

また、今年度は、コロナ禍において、学校では、日々、多くの教職員が努力し、子どもたちの感染症防止対策と、学びの保障の両立を図っている中、市町村立小学校教頭による中学生に対するわいせつ事案や、県立高等学校の臨時的任用教諭による自校の女子生徒に対する校内での盗撮事案など教職員の不祥事も続発している。

厳正かつ公正に行わなければならない入学者選抜において誤りが発生し、また、絶対にあってはならない教職員によるわいせつ事案が発生している事態は、県民の神奈川の教育に対する信頼を著しく失わせるものである。

教育長をはじめ私たち教育委員はもちろんのこと、教育局職員、県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員全体がこうした事態を深刻に受け止め、綱紀粛正を図り、これまで以上に自らの職務の重みをしっかりと認識し、神奈川の教育に対する県民の信頼を失墜させる不祥事の根絶に向け、取り組んでいかねばならない。

今後、県教育委員会として、かかる事態の徹底した再発防止に取り組み、県民の信頼を回復するようあらゆる努力を行っていく。

以上決議する。

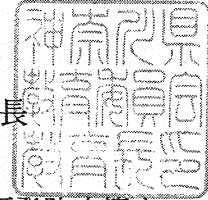
令和3年3月24日

神奈川県教育委員会

行政第1735号
令和3年3月25日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を
求める決議について（依頼）

本日、令和3年第1回神奈川県議会定例会において、県内公立学校の教員による不祥事、とりわけ、児童・生徒に対するわいせつ事案が後を絶たないこと、県立高等学校入学者選抜において再び採点誤りがあったことから、県教育委員会が所管するすべての教育現場において、たび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める旨の発議があり、別添のとおり、全会一致で決議されました。

県教育委員会においては、昨日の教育委員会決議に続き、県民の代表者である県議会における決議がなされたことを真摯に受け止め、あらゆる手立てを講じながら、不祥事の根絶に向け取り組んでまいります。

各市町村教育委員会教育長においては、日ごろから所管の教職員に対し、再発防止に向けた取組を進めていただいているところですが、今回の県議会決議を極めて重く受け止めていただき、改めて再発防止の徹底を図るとともに、あらゆる不祥事の根絶に向け取り組んでいただくよう依頼します。

問合せ先

行政課調査グループ 河合、高橋

電話 (045) 210-8089

県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議

県内公立学校の教員による様々な不祥事が後を絶たない。

とりわけ児童・生徒に対するわいせつ事案は、再発防止に向けた様々な取組を実施しているにもかかわらず、毎年、必ず発生し、さらに、令和2年度には管理職による事案も起きている。

わいせつ事案は、被害児童・生徒の心に一生涯ぬぐえない苦しみを与えるもので、断じて許すことはできず、決してあってはならないものである。

また、平成31年度、令和2年度及び令和3年度の県立高等学校の入学選抜学力検査において、9校で11件の採点誤りが発生した。採点誤りは平成27年度及び平成28年度入学選抜においても、8割近くの県立高等学校で起きており、その結果、本来合格していたはずの生徒が不合格とされ、生徒の人生に多大な影響を与えてしまった事実も明らかとなっている。

この採点誤りを受けて、県教育委員会の主導により、すべての県立高等学校において深く反省し、再発防止のための対策を講じてきたところであるが、再び採点誤りが発生したことは誠に痛恨の極みである。

今後、不祥事を防止し、教育現場が再び信頼を得るためには、すべての教員の資質、学校長をはじめとする学校管理職のマネジメント力、そして教育委員会と各学校との危機意識の共有について、各々の立場で徹底した見直しを図っていくことが必要である。

よって神奈川県議会は、二度とわいせつ事案や採点誤りが発生しないよう、県教育委員会が所管するすべての教育現場において、たび重なる不祥事に対して猛省するとともに、より一層児童・生徒の心に寄り添い、徹底した再発防止策を講じるよう強く求める。

以上のとおり決議する。

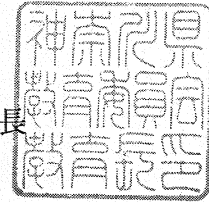
令和3年3月25日

神奈川県議会

行政第1748号
令和3年3月31日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等について（依頼）

本日、前任校の女子生徒に対し、わいせつな行為を行った県立高等学校の臨時的任用教諭及び女子生徒の水着を窃取するなどした再任用の公立中学校教諭に対し、懲戒免職処分を行うとともに、平成31年度、令和2年度及び令和3年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りに係る関係職員に対し、人事上の措置を行いました。

教員によるわいせつな行為は、被害者を深く傷付けるだけでなく、信頼を寄せている児童・生徒や保護者を裏切るものであり、決して許されるものではありません。

また、厳正かつ公正に行わなければならない入学者選抜において、この度、採点誤りが判明し、受検者をはじめ、保護者、中学校関係者、そして広く県民の皆様の信頼を損なうこととなりました。

去る3月24日に、県教育委員会で「教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議」を行い、また、県議会からは、同25日に「県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議」がなされた中、私としては、このような事故、不祥事で懲戒処分等を行わざるを得ないことは、慚愧の念を禁じえません。

県教育委員会を代表する教育長として、また、入学者選抜業務全体を統括する責任者として、かかる事態を防ぐことができなかつた責任があることから、「給料等の月額10分の1 1月分」を自主返納することとしました。

これから新年度を迎えるにあたり、改めて、私たちの仕事が社会からの信頼の上に成り立っていることを教職員一人ひとりが強く自覚するとともに、これまで以上に組織をあげて不祥事防止に取り組む必要があります。

各市町村教育委員会教育長においては、公立小中学校等教職員の服務監督権限を有する者として、こうした事態を深く認識し、このような不祥事を二度と起こしてはならないという断固たる決意のもと、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、また、保護者が安心して児童・生徒を学校に通わせることができるよう、更なる強い気持ちで、市町村教育委員会が一丸となって、不祥事の根絶に向けた取組みを徹底するよう依頼します。

問合せ先

行政課調査グループ 河合、高橋

電話 (045) 210-8089

公立学校の教職員の皆さんへ

神奈川県立高等学校の平成 31 年度、令和 2 年度及び 3 年度入学者選抜において、あわせて 9 校 11 件の採点誤りが発生しました。

また、今年度は、公立小学校教頭による中学生に対するわいせつ事案や、県立高等学校の臨時的任用教諭による自校の女子生徒に対する校内での盗撮事案などの教職員の不祥事も続発しています。

厳正かつ公正に行わなければならない入学者選抜において誤りが発生し、また、絶対にあってはならない教職員によるわいせつ事案が発生している事態は、県民の神奈川の教育に対する信頼を著しく失わせるものです。

そのため、教育委員会では、去る 3 月 24 日に「教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議」を行いました。また、県議会からは、同 25 日に「県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議」がなされました。

こうした中、本日、前任校の女子生徒に対し、わいせつな行為を行った県立高等学校の臨時的任用教諭及び校内で女子生徒の水着の窃取を行うなどした再任用の公立中学校教諭に対する懲戒処分を行いました。

このような事案が重ねて発生したことに、私は、慚愧の念を禁じえません。そして、大きな責任を感じ、「給料等の月額¹の10分の1 1 月分」を返上することとしました。

今年度、コロナ禍において、神奈川の教職員は、日々、子どもたちの安全・安心と、学びの保障の両立を図るなど、信念を持って教育活動に励んでいることと確信しています。

しかし、こうした事案を起こせば、被害児童・生徒とその家族はもとより、県民の皆様の信頼を裏切り、神奈川の教育に対する信用を失墜させます。

各学校では、日ごろから管理職を中心として、研修等により事故・不祥事防止の取組を進めていますが、最後は、一人ひとりの教員の事故・不祥事を起こさないという強い意識、遵法意識が大切です。そして、未来を担う子どもたちを育てるという使命と責任が求められている職務に従事していることに、自覚と誇りを持ち、それぞれの学校において教育活動の一層の充実に努めてください。

教職員、学校、教育委員会が一丸となって不祥事の根絶に向けて取り組み、神奈川の教育の信頼回復を共に実現していきましょう。

令和 3 年 3 月 31 日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

令和3年4月1日

各小・中学校長 様

中 教 育 事 務 所 長
平塚市教育委員会教育長
秦野市教育委員会教育長
伊勢原市教育委員会教育長
大磯町教育委員会教育長
二宮町教育委員会教育長

不祥事根絶に向けて（通知）

昨年度、中教育事務所管内において公立学校教員2名が、懲戒免職の処分となりました。処分の内容は、わいせつ行為による暴行罪、器物損壊および窃盗という重大な違法行為によるものです。また、その他に傷害事件はじめ体罰、個人情報紛失など度重なる事故が発生しています。

教育公務員として、全体の奉仕者たる者が、児童・生徒および県民に被害を与えたことは誠に遺憾であり、各所属において不祥事防止に向け研修会等を実施し、全教職員が一丸となって不祥事根絶に向けて取り組んでいる中でのことであり大変残念であります。

これらの事案は、一人の不祥事とはいえ、ひとたび事を起こしたことにより、児童・生徒や保護者をはじめ、地域の方々さらには県民の方々に動揺と不安を与え、勤務校だけでなく、学校教育全体に対する信頼を失うこととなります。一度失った信頼を取り戻すことは容易なことではなく、これまで諸先輩方が長い間積み上げてきた学校教育に対する信頼を大きく失うことにつながるものです。

このようなことが再び起こらないよう貴所属の全教職員に対し、教育公務員としての自覚や責任について御指導いただき、あらためて所属の全教職員が一丸となり、不祥事根絶に向けた強い意識を持って取り組まれるようお願いいたします。

問合せ先
副所長 山田
TEL 0463-22-2711

【別紙】

1 懲戒処分の指針の確認（別添1）

昨年6月、職場におけるパワーハラスメントの項目が追加されました。改めて内容を確認していただき周知の徹底をお願いします。

2 自校児童・生徒に対するわいせつ、セクハラ行為・体罰等の防止

（1）わいせつ、スクール・セクハラ等の防止（別添2）

スクール・セクハラに関する正確な理解を深めるとともに、全教職員に自校の児童・生徒へのわいせつな行為等は決して許されないという意識の再徹底をお願いします。

（2）校内の日常点検

複数での指導等や、児童・生徒の連絡先の適切な収集及び連絡方法の遵守、並びに準備室等の密室化の防止など、学校におけるわいせつな行為等の防止のための基本的な取組が徹底されているか確認するとともに、改めて確認し指導の徹底をお願いします。

（3）体罰や不適切な指導の防止（別添3）

児童・生徒の心身に苦痛を与えるような言動は体罰や不適切な指導に該当することの再確認をお願いします。アンガーマネジメントや人権意識の醸成など資質向上の指導をお願いします。

3 公務外非行の防止

教職員としての職責の自覚を促すとともに、公務外であっても教育の信頼の失墜につながるような行為は、絶対に行ってはいけない旨の徹底をお願いします。

4 組織的な取組、全職員への指導等

（1）組織的な取組

管理職のみによる指導だけでなく、総括教諭等によるグループごとの研修会や、中教育事務所教育指導員等を講師として招くなど工夫した取り組みをお願いします。

（2）会計年度任用職員等への指導

職員会議や研修会に参加が困難な対象となる職員に対し、管理職から直接指導するなど、全教職員に対する丁寧な指導の徹底をお願いします。

《わいせつ、スクール・セクハラの防止》

スクール・セクハラとは、学校において、教職員が、児童・生徒や関係者（保護者や他の教職員、卒業生、教育実習生等）を不快にさせる性的な言動を行うことをさします。「性的な言動」とは性的な関心・欲求に基づく相手を不快にする言動（発言・行為）です。

スクール・セクハラかどうかは客観的に判断されますが、受け手である児童・生徒の判断が重要となります。親しみを込めて使った言葉や、自分の価値観では問題がないと思った言動でも、児童・生徒に嫌な思いをさせてしまうことがあります。「そんなつもりはなかった」といった言い訳は通りません。

また、性に関する受け止め方には、個人差や男女差があることを十分に認識し、「この程度のことは相手も許容するだろう」といった勝手な憶測をしてはいけません。

<セクハラに該当する性的な言動(発言・行為)例>

(1) 性的関係の強要

拒否した場合に不利益を示唆したり、応じた場合には利益となるようなことを伝えたりすること等により、児童・生徒に対して、性的関係を強要すること

(2) 身体への接触

指導や治療と称して、児童・生徒の身体に不必要に触ること 等。

(3) 必要以上の接近・凝視

児童・生徒に対し、不必要に顔を近づけたり、身体を接近させたりすること、また、児童・生徒の身体の一部や全身を凝視すること

(4) 性的な（性的指向への）冗談、からかい

児童・生徒に対し、性的（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかということを含む）な冗談やからかいをすること性的な体験や外見、容姿等の身体的特徴について話す、聞くこと

(5) 執拗な電話やメールでの連絡、SNSの利用

児童・生徒に対し、業務上の必要もないのに、執拗に電話やメールで連絡をすること

(6) 性的な噂の流布

児童・生徒に関する性的な噂を流布する

(7) 性的な画像等の掲示、閲覧

児童・生徒がいる場所で、自分のスマートフォン等で性的な画像を閲覧すること、また、児童・生徒に性的な内容のメールや画像を送ること 等

(8) 食事やデートへの誘い

特定の児童・生徒を食事に誘うこと、また、児童・生徒をデートへ誘うこと

(9) 露出の多い服装

教職員が、学校等で丈の短いパンツやタンクトップ等、露出が多い服装を着用すること

(10) 一定の服装の強要

文化祭の演劇で必要もないのに女子にミニスカートの着用を強要すること
体育祭で男子は上半身裸になって応援合戦をさせること 等

(11) 性別役割分担意識

「男のくせに、女のくせに」などといった性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動をすること

(12) 性別、性自認、性的指向にかかわらず

セクハラは、男性から女性によるものが多いと思われがちだが、女性から男性でも、同性間でも性別にかかわらずハラスメントになる

また、被害を受けた児童・生徒の性自認（性別に関する自己意識）、性的指向に関わらずハラスメントとなること

参考

STOP! ザ・スクール・セクハラ ～学校におけるセクハラをなくすために～
(令和2年10月神奈川県教育委員会 行政課)

《体罰や不適切な指導の防止》

体罰や不適切な指導は、課題の多い児童・生徒を教職員が一人で指導している場合や、部活動指導など周囲から意見を言いづらい状況が作られ教職員や指導者が孤立化している場合などに多く引き起こされます。また、教職員が自身の感情をコントロールできずに衝動的に体罰等に至るケースも見受けられます。

日頃から、児童・生徒と接している教職員にとって「自分が体罰等を起こすはずがない」という認識は改めなければなりません。重要なことは、いつでも児童・生徒を一人の人間として大切に思い接することができるか、常に教職員一人ひとりが自らに問いかけ、児童・生徒と向き合っていくことです。

<人権に配慮した指導>

児童・生徒に対して先入観や偏見をもたず分け隔てなく接することで、教職員への信頼は築かれます。その信頼の上に立って、児童・生徒を正しく理解することが、児童・生徒支援、指導の第一歩です。また言動や服装等、生徒の様子の変化に日頃から注意を向け、保護者とも連携していくことが大切です。

教職員自身が、児童・生徒一人ひとりの大切さを自覚して、一人の人間として接するという態度が、人権尊重の基盤です。そして、教職員が児童・生徒支援の視点をもって話を聴き、受容・共感に努めることで、児童・生徒が一人の人間として大切にされているという実感を持つことができれば、自己や他者を尊重しようとする態度や行動につながっていきます。児童・生徒相談や指導はそのよい機会でもあります。

相談、指導に当たっては、正しく生徒を理解し、適切な対応を取る事ができるよう、不祥事防止の面からも複数対応が基本です。

やむを得ず、一人で対応する場合には、他の教職員の目が届く場所で行うことが必要です。

<体罰防止>

体罰は暴力であり、重大な人権侵害です。体罰を容認する環境、体罰に対する認識の甘さ、自分の指導への思い込み等から体罰が発生します。体罰が決して許されないことはもちろんのこと、人格を否定するような暴言、一方的で高圧的な態度も、児童・生徒を深く傷つける行為であり、適切な指導とは言えません。

児童・生徒指導に当たっては、組織的な指導体制の確立と、体罰等の不適切な指導についての共通理解が必要です。そのうえで、児童・生徒との日常は親和的な関係を大切にしつつ、間違った行動等には毅然として指導すると同時に、適切な言動や行動

を伝えることが大切です。

体罰を起こしてしまった教職員の中には、「信頼している児童・生徒から暴言を浴びた」「ストレスがたまって精神的に不安定な状況だった」等により、自分の感情が抑えられず手が出てしまったという事例が多くあります。カッとなったときに、「大丈夫、いま、自分の感情をコントロール出来ている」と自分自身に言い聞かせたり、深呼吸をしたりする等、自分なりの怒りのコントロール方法を持っていることが体罰防止に有効です。

<体罰を行ってしまう要因(確認用)>

- 児童・生徒を信頼せず、成長を信じていない。
- 自分の指導力を過信し、一人で児童・生徒を指導しようと抱え込んでいる。
- 児童・生徒を自分の指導に従わせようと焦っている。
- 冷静な判断よりも、感情的で衝動的な行動をとる傾向がある。
- 「この程度は暴力でない」という、自分勝手な暴力容認の気持ちを持っている。
- 「問題の原因は一つしかない」というような硬直的な思考をしている。
- 他の人に援助を求めるのは自分の能力を疑われると考えている。
- 「指導場面の大変さは、現場にいるものにしか分からない」という考え方を持っている。

参考

不祥事ゼロをめざして

神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料 V o 1 . 100

二宮町英語検定奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町英語検定奨励金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条中「3級」を「3級以上の級」に改める。

第4条第1項中「3級」を「3級以上の各級」に改める。

第4条第2項中「在学中1回」を「在学中2回まで」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、準2級以上の検定料に対する奨励金の交付は、対象者が既に英語検定3級以上の級を取得している場合のみ行うものとする。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)								
二宮町英語検定奨励金交付対象受検志願者内訳書								
				二宮町立	中学校			
			年度					
	第		回英語検定					
	学年	組	番号	生徒氏名	生年月日	受検級	検定料(円)	(準2級以上受検) 3級以上取得済は 「✓」を記入
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
合 計								
※ 在学中に既に奨励金の交付を2回受けた生徒が申請していないかチェックした上で御提出ください。								
※ 準2級以上は、3級以上の級を取得済であることが申請の条件となります。								

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

二宮町英語検定奨励金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(奨励金の対象)</p> <p>第3条 奨励金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、二宮町立中学校に在学する生徒の保護者で、当該生徒が在籍する二宮町立中学校の校長（以下「校長」という。）に当該生徒が英語検定<u>3級以上の級</u>の受検申込みをした者とする。ただし、協会により検定料免除が適用される欠席理由以外の理由で、受検当日に欠席した生徒の保護者及び既に対象者となった者は除く。</p> <p>(奨励金の額等)</p> <p>第4条 奨励金の額は、受検する英語検定<u>3級以上の各級</u>の検定料の額とする。</p> <p>2 奨励金の交付は、当該年度の第1回から第3回の英語検定に対し行うものとし、生徒1人当たり二宮町立中学校在学中<u>2回まで</u>とする。<u>ただし、準2級以上の検定料に対する奨励金の交付は、対象者が既に英語検定3級以上の級を取得している場合のみ行うものとする。</u></p>	<p>(奨励金の対象)</p> <p>第3条 奨励金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、二宮町立中学校に在学する生徒の保護者で、当該生徒が在籍する二宮町立中学校の校長（以下「校長」という。）に当該生徒が英語検定<u>3級</u>の受検申込みをした者とする。ただし、協会により検定料免除が適用される欠席理由以外の理由で、受検当日に欠席した生徒の保護者及び既に対象者となった者は除く。</p> <p>(奨励金の額等)</p> <p>第4条 奨励金の額は、受検する英語検定<u>3級</u>の検定料の額とする。</p> <p>2 奨励金の交付は、当該年度の第1回から第3回の英語検定に対し行うものとし、生徒1人当たり二宮町立中学校在学中<u>1回</u>とする。</p>

改正後

改正前

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）							
二宮町英語検定奨励金交付対象受験志願者内訳書							
				二宮町立	中学校		
				年度			
				第	回英語検定		
学年	組	番号	生徒氏名	生年月日	受験級	検定料(円)	(※2級以上受験) 3級以上取得済は 「✓」を記入
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
合 計							
※ 在学中に既に奨励金の交付を2回受けた生徒が申請していないかチェックした上で御提出ください。							
※ 準2級以上は、3級以上の級を取得済であることが申請の条件となります。							

第3号様式（第5条関係）						
二宮町英語検定奨励金交付対象受験志願者内訳書						
				二宮町立	中学校	
				年度		
				第	回英語検定	
学年	組	番号	生徒氏名	生年月日	検定料(円)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
合 計						
※ 在学中に既に奨励金の交付を受けた生徒が、再度申請していないかチェックした上で御提出ください。						

二宮町英語検定奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立中学校に在学する生徒が、グローバル化に対応した英語力を身に付けられるように、英語に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るため、予算の範囲内において二宮町英語検定奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう。

(奨励金の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、二宮町立中学校に在学する生徒の保護者で、当該生徒が在籍する二宮町立中学校の校長（以下「校長」という。）に当該生徒が英語検定3級以上の級の受検申込みをした者とする。ただし、協会により検定料免除が適用される欠席理由以外の理由で、受験当日に欠席した生徒の保護者及び既に対象者となった者は除く。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、受検する英語検定3級以上の各級の検定料の額とする。

2 奨励金の交付は、当該年度の第1回から第3回の英語検定に対して行うものとし、生徒1人当たり二宮町立中学校在学中2回までとする。ただし、準2級以上の検定料に対する奨励金の交付は、対象者がすでに英語検定3級以上の級を取得している場合のみ行うものとする。

(交付申請)

第5条 対象者は、奨励金の交付に係る一切の事務を校長に委任するものとする。

2 校長は、前項に規定する委任を受けるときは、対象者から英語検定申込書兼委任状（第1号様式）を徴するものとする。

3 前項の規定により委任を受けた校長は、二宮町英語検定奨励金交付申請書（第2号様式）に二宮町英語検定奨励金交付対象受験志願者内訳書（第3号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上交付決定を行い、二宮町英語検定奨励金交付決定通知書（第4号様式）により、校長に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定通知を受けた校長は、二宮町英語検定奨励金交付請求書（第5号様式）により、奨励金の支払を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、奨励金の交付に代えて当該奨励金交付対象受験志願者分の検定料を直接協会に支払うものとする。

(実績報告)

第8条 校長は、英語検定終了後30日以内に、二宮町英語検定奨励金交付実績報告書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者と認められなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、第5条第1項の規定により当該対象者の委任を受けた校長に対して、その旨を通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているとき(第7条第2項の規定により、検定料が協会に支払われているとき)は、校長を通じて、当該対象者に対して、30日以内に当該奨励金相当額の返還を求めるものとする。

(関係書類の整備等)

第11条 奨励金の交付を受けた校長は、奨励金の交付に係る関係書類等収支を明らかにする書類を整備し、交付事業完了年度の翌年度から起算して5年間、当該書類を保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町英語検定奨励金交付要綱の廃止)

2 二宮町英語検定奨励金交付要綱(平成24年二宮町教育委員会告示12号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。